

**** エコアクション21 ****

環境経営レポート



54期 (2023年度)

運用期間 2023年8月1日~2024年7月31日

作成日 2025年2月13日



株式会社 山本建設

目 次

環境経営方針

- 1 - 1. 事業活動の内容
- 1 - 2. 実施体制図
- 2 - 1. 環境経営目標（事務所+現場）
- 2 - 2. 環境経営目標と実績（事務所+現場）
- 3. 環境経営計画
- 4. 環境経営計画の取り組み結果と評価
- 5. 次年度の環境経営計画
- 6. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無
- 7. 代表者による評価と見直し・指示



環境経営方針

株式会社山本建設は、土木工事・舗装工事などの事業活動を通じて環境の保全と改善に向けて、全従業員が積極的、継続的に行い環境負荷の低減、汚染の予防に取り組むとともに地域社会に貢献します。

当社は以下のような事業活動を行い、継続的な環境への負荷の低減に全社員一丸となって取り組みます。

1. 事故を起こさないように、安全管理を徹底します。
2. 建設副産物の適正処理に努めます。
3. 環境関連法規等を遵守します。
4. 無駄をなくし、使用エネルギーの削減に努めます。
5. 報告、連絡、相談を徹底します。
6. 健康管理に努めます。
7. 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動を継続します。
8. 行政機関や地域社会の環境保全活動に協力し、地球環境の美化と環境意識の向上に努めます。
9. 水使用量の削減に努めます。
10. この環境方針は、広く開示し、全従業員・協力会社に環境保全に関する知識の向上を図ります。



制定日 2020年8月1日
株式会社 山本建設
代表取締役 山本 啓之

1-1 事業活動の内容

事業者名：株式会社 山本建設

代表者名：代表取締役 山本 啓之

所在地：北九州市若松区南二島二丁目17番1号

資材置場：北九州市若松区大字蛸住218-12

環境管理責任者：経理部長 山本 久枝

連絡先：TEL 093-791-0891

FAX 093-791-3922

メールアドレス hisae@yamamoto-kk.jp

事業内容：土木工事業・とび・土木工事業・石工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業
しゅんせつ工事業・水道施設工事業

建設業許可 県知事(特-3)第36160号 令和3年12月27日許可

会社沿革：昭和40年 8月 山本建設 設立

代表者 山本 光男

昭和45年 8月 株式会社 山本建設に組織変更

代表取締役 山本 光男

資本金 500万円

昭和57年10月 資本金 2,500万円に増資

平成5年12月 資本金 5,000万円に増資

平成12年 8月 代表取締役 山本 啓之に変更

事業規模：

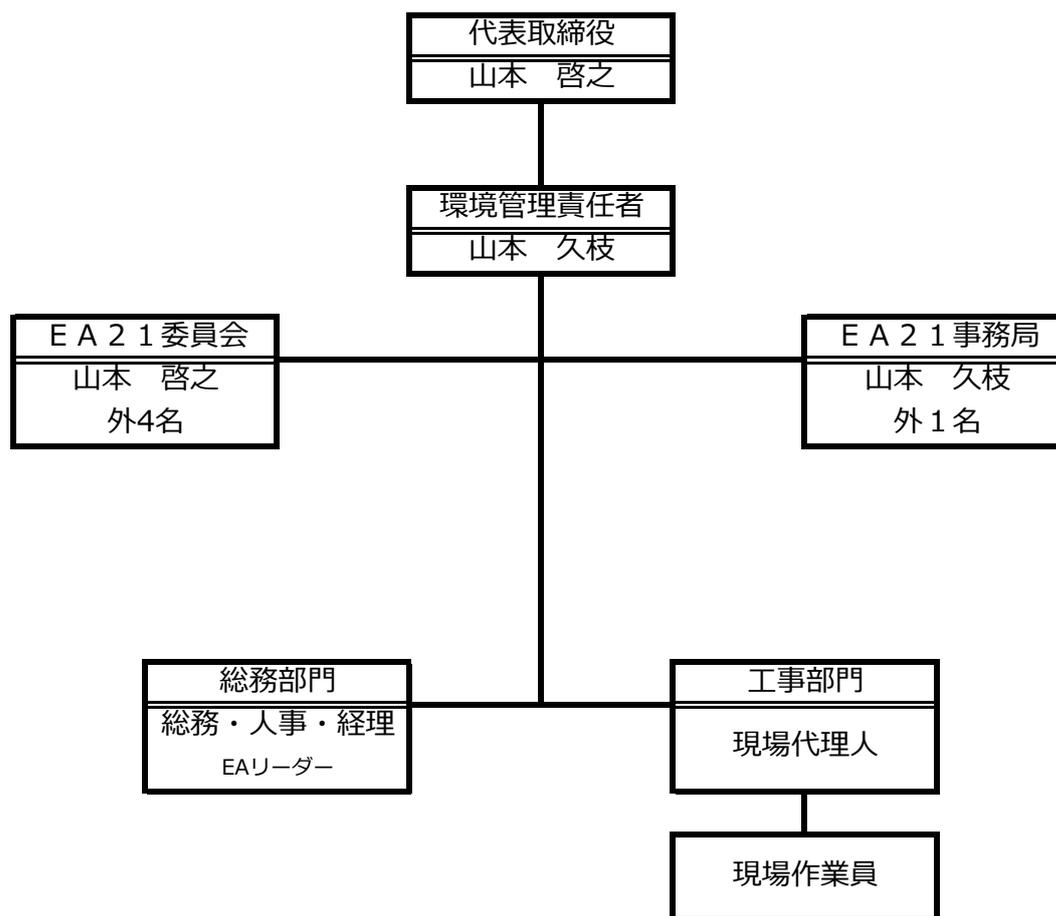
活動規模	単位	52期	53期	54期
		2021年度	2022年度	2023年度
		3年8月~ 4年7月	4年8月~ 5年7月	5年8月~ 6年7月
売上高	百万円	243	528	255
従業員	人	11	12	11
事務所床面積	m ²	575.04	575.04	575.04
倉庫床面積	m ²	384.27	384.27	384.27
資材置場面積	m ²	660	660	660

当社の事業年度：8月1日～翌年7月31日

認証・登録範囲：全組織・全活動

1 - 2 実施体制図

作成者：山本 久枝



所 属	氏 名	役 割・責 任・権 限・使 命
代表取締役	山本 啓之	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の策定 ・管理責任者を任命 EA21に関する全ての責任と運用についての権限 全体の評価と見直し
環境管理責任者	山本 久枝	<ul style="list-style-type: none"> EA21を構築し実施、管理する。 環境への負荷及び取組みの自己チェックを確認承認する。 環境活動の取り組み結果を代表者へ報告する。 環境関連法規制等の遵守、評価を行う
EA21委員会	EA21委員会	<ul style="list-style-type: none"> 3か月毎に会議を開催し、環境目標の達成状況及び活動計画実施状況を審議し、決定する。
EA21事務局	山本 久枝	<ul style="list-style-type: none"> EA21文書及び記録の作成・管理・保管する。 データの把握と環境管理責任者への報告
総務部門 EA21リーダー		<ul style="list-style-type: none"> EA21委員会及び環境管理責任者に必要な情報を提供するとともに委員会の決定事項を社内に周知する。
工事部門	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場の遂行管理にあたる。 現場作業員への環境教育を担当する。
全従業員		<ul style="list-style-type: none"> EA21に積極的に取り組む EA21の理解と環境活動の実施

2-1. 環境経営目標（事務所+現場）

作成者：山本 久枝

購入電力の排出係数：0.462 (kg-CO₂/kWh) 九州電力2022年度の調整排出係数

				2022年度（53期）	2023年度（54期）	2024年度（55期）	2025年度（56期）
環境目標		単位	2022年8月～ 2023年7月 （基準年度）	2023年8月～ 2024年7月 目標	2024年8月～ 2025年7月 目標	2025年8月～ 2026年7月 目標	
1		二酸化炭素総排出量の削減	kg-CO ₂	75,077.01	基準年度の1%削減 74,326.24	基準年度の2%削減 73,575.47	基準年度の3%削減 72,824.70
	1-1	電気使用量の削減 （事務所+現場）	kWh	9,163.00	基準年度の1%削減 9,071.37	基準年度の2%削減 8,979.74	基準年度の3%削減 8,888.11
	1-2	ガソリン使用量の削減 （事務所+現場）	ℓ	7,477.09	基準年度の1%削減 7,402.32	基準年度の2%削減 7,327.55	基準年度の3%削減 7,252.78
	1-3	軽油使用量の削減 （現場）	kg	19,810.88	基準年度の1%削減 19,612.77	基準年度の2%削減 19,414.66	基準年度の3%削減 19,216.55
	1-4	灯油使用量の削減 （事務所）	kg	898.89	基準年度の1%削減 889.90	基準年度の2%削減 880.91	基準年度の3%削減 871.92
	1-5	プロパンガス使用量の削減 （事務所）	kg	48.85	基準年度の1%削減 48.36	基準年度の2%削減 47.87	基準年度の3%削減 47.38
2	2-1	一般廃棄物の削減 （事務所）	kg	255.00	基準年度の1%削減 252.45	基準年度の2%削減 249.90	基準年度の3%削減 247.35
	2-2	建設副産物のリサイクル （現場）	%	100.00	100	100	100
3	3-1	水使用量の削減 （事務所）	m ³	145.00	基準年度の1%削減 143.55	基準年度の2%削減 142.10	基準年度の3%削減 140.65
4	4-1	環境に配慮した施工 （事故ゼロ、苦情ゼロ）	件/現場	0	0	0	0
5	5-1	地域貢献活動	件/現場	1	1	1	1

化学物質は使用していない

2-2. 環境目標と実績（事務所+現場）

作成者：山本 久枝

購入電力の排出係数：0.462 (kg-CO₂/kWh) 九州電力2022年度の調整排出係数

環境目標		単位	2022年度（53期）	2023年度（54期）	2023年度（54期）	達成 状況	
			2022年8月～ 2023年7月 （基準年度）	2023年8月～ 2024年7月 目標	2023年8月～ 2024年7月 実績		
			1	1	二酸化炭素総排出量の削減		kg-CO ₂
1	1-1	電気使用量の削減 （事務所+現場）	kWh	9,163.00	基準年度の1%削減 9,071.37	13,258.00	×
	1-2	ガソリン使用量の削減 （事務所+現場）	ℓ	7,477.09	基準年度の1%削減 7,402.32	5,490.94	○
	1-3	軽油使用量の削減 （現場）	ℓ	19,810.88	基準年度の1%削減 19,612.77	22,432.33	×
	1-4	灯油使用量の削減 （事務所）	ℓ	898.89	基準年度の1%削減 889.90	90.00	○
	1-5	プロパンガス使用量の削減 （事務所）	ℓ	48.85	基準年度の1%削減 48.36	60.45	×
2	2-1	一般廃棄物の削減 （事務所）	kg	255.00	基準年度の1%削減 252.45	245.00	○
	2-2	建設副産物のリサイクル （現場）	%	100	100	100	○
3	3-1	水使用量の削減 （事務所）	m ³	145.00	基準年度の1%削減 143.55	182.00	×
4	4-1	環境に配慮した施工 （事故ゼロ、苦情ゼロ）	件/現場	0	0	0	○
5	5-1	地域貢献活動	件/現場	1	1	1	○

3. 環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

1) 電気使用量の削減

- ① エアコンの設定温度を決め、実行する。冷房28度±2度設定 暖房22度±2度設定
- ② 不要照明の消灯
- ③ 外出・退社時のパソコンの電源OFF

2) ガソリン使用量の削減

- ① エコドライブ・省エネ運転の実施
- ② アイドリングストップの励行
- ③ 車両整備と空気圧の定期点検
- ④ 乗り合わせ及び最短ルートの移動

3) 軽油使用量の削減

- ① エコドライブ・省エネ運転の実施
- ② アイドリングストップの励行
- ③ 車両整備と空気圧の定期点検
- ④ 乗り合わせ及び最短ルートの移動
- ⑤ 重機の効率的使用と運転

4) 灯油使用量の削減

- ① ファンヒーター使用時は20度±2度設定
- ② 不要箇所の暖房使用の削減
- ③ スポット暖房の使用励行

5) プロパンガス使用量の削減

- ① 湯沸し器の使用の削減
- ② ストーブ有効利用

(2-1) 一般廃棄物の削減

1) 紙使用量の削減

- ① ペーパーレス化の推進
- ② 裏紙の使用

2) ゴミリサイクル運動の推進

- ① 分別細分化の推進
- ② シュレッダーの有効利用
- ③ 再利用・再生利用の推進

(2-2) 建設副産物のリサイクル

1) コンクリート塊・アスファルト・コンクリート殻・建設発生木材の再資源化促進

- ① 分別の徹底
- ② 中間処理場への運搬の徹底

(3) 水使用量の削減

1) 節水に心がける

2) 節水シールの貼付

(4) 環境に配慮した施工

1) 安全パトロールの実施

2) KY活動、新規入場者教育の実施

(5) 地域貢献活動

1) 建設現場周辺の清掃活動。

2) 公園清掃、河川清掃、海岸清掃等

4. 環境経営計画の取組結果と評価

(1) 二酸化炭素排出量の削減

①二酸化炭素排出量は、目標を達成できなかった。

電気、軽油の使用量は、目標を達成できなかった。これは、夏の暑さと仕事量の増。社員の環境への意識は高い。今後とも意識の高揚を図っていく。

②電気使用量は、目標を達成できなかった。理由として、猛暑により夏期のエアコンの稼働日数が多くなってきている。また灯油高騰により、冬場の暖房をストーブからエアコンに替えたことで、電気使用量が増えた。これは今後も大きな課題となるが、意識を持って節電を心掛けたい。

③ガソリンは減少した。軽油は目標を達成できなかった。理由として、今期の工事内容で造成工事が多く大型重機の稼働がかなりあった為である。

④灯油使用量が極端に減少したのは、高騰により暖房をエアコンに替えたことによる。

⑤プロパンガスの使用量は目標を達成できなかった。理由としては、暖房をエアコンに替えたことで、ストーブでのお湯沸かしができなくなった為、冬場のお湯を沸かす回数が一日に数回増えたことによる。

(2-1) 一般廃棄物の削減

①一般廃棄物の排出量は、目標を達成できた。

これは、日ごろからムダ紙を出さない習慣が現れているものと思われる。その上ペーパーレス化による事も考えられる。

(2-2) 建設副産物のリサイクル

①分別の徹底により中間処理場への運搬が徹底され、目標を達成できた。

(3) 水使用量の削減

①水使用量は、節水の表示等して社員に意識の向上があったと思われるが目標の達成は出来なかった。理由は現場から戻り車両の泥落としの為の洗車回数が増えたことと思われる。

(4) 環境に配慮した施工

①安全管理を徹底し、事故を絶対に起こさないように周知・徹底したため、事故はおこらなかった。

②建設騒音、振動の発生を低減し、苦情が生じないようにしたため、苦情ゼロであった。

(5) 地域貢献活動

①工事現場周辺（付近の公園）の清掃活動を実施した。

5. 次年度の環境経営計画

- 1) 二酸化炭素総排出量の削減は、電気使用量、ガソリン使用量、軽油使用量、灯油使用量等を環境経営計画に従って取り組みます。

基準年（2022年度53期を基準に設定する）の2%の削減を目標とします。

- 2) 一般廃棄物の削減は、基準年（2022年度53期を基準に設定する）の2%の削減を目標とします。

建設副産物のリサイクルは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート殻を100%とします。

- 3) 水使用量の削減は、節水への心がけを継続していきたいと思えます。

基準年（2022年度53期を基準に設定する）の2%の削減を目標とします。

- 4) 環境に配慮した施工では、安全管理を徹底し、事故を絶対に起こさないようにします。

また、建設騒音、振動の発生を低減し、苦情が生じないようにします。

6. 環境関連法規の遵守状況

法律名等	事業・作業	適用条件	要求事項	要求内容	判定
廃棄物処理法	収集運搬業務	自ら収集運搬を行う場合		<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両への表示 ・運搬内容の記載（書式問わず）と常時携帯 	○
	産業廃棄物の委託処理	アス殻・コン殻 建設木屑 廃プラ・廃油 鉄屑・汚泥	委託先の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理施設等の現地確認 	○
			委託契約の締結・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書の内容確認 ・5年間の保管 	○
			マニフェスト伝票の交付・回収・照合及び保管	<ul style="list-style-type: none"> ・適合マニフェストの使用 ・マニフェストの回収日の管理（A票での照合チェック） ・マニフェスト・委託契約書の5年間の保存 ・未回収戻票の報告（発行後運搬処理処分）90日以内・180日以内（最終処分）に写しが未返却の場合照合確認及び知事への届出 ・管理票の交付等の状況報告。毎年6月30日までに前年度1年間の状況報告 	○
	廃棄物の処理	現場保管・仮置き場 事業場外の保管	適正な管理保管	<ul style="list-style-type: none"> ・野外焼却の禁止 ・事業場外の保管は、予め都道府県知事に届出すること。 ・非常災害の場合は、保管開始後14日以内に届出すること。 ・積み上げ、雨、風、悪臭に対する養生、保管場所掲示板設置 ・見やすい場所に掲示板を設けること（大きさ60cm×60cm以上） （表示：保管する廃棄物の種類、管理者、連絡先等） 	○
建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理	元請業者を事業者とする事	産業廃棄物処理業の許可・産業廃棄物処理基準、委託基準	<ul style="list-style-type: none"> ・下請人が行う保管に関して、当該下請人もまた事業者とみなして、保管基準及び改善命令に係る規程を適用する。 ・下請人が自らその運搬を行う場合には、当該下請人を事業者とみなす。 ・下請人が運搬又は処分を他人に委託する場合も下請人を事業者とみなす。 	○	
資源有効利用促進法	解体工事 土木工事 外構工事 型枠工事	同法：土砂コン殻・アス殻・木材		<ul style="list-style-type: none"> ・資材、施工方法による副産物発生抑制 ・再利用、再生利用、再資源化努力 	○
建設リサイクル法	解体工事－80㎡以上 新築・増築工事－500㎡以上・修繕・模様替工事－1億円以上・その他工作物に関する工事（木工事等）－500万以	新築工事及び解体改修工事	(特定建設資材)コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板を含む）木材、アスファルトコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者への計画等説明書 書面による計画等説明・工事着手7日前までに必要事項を知事に提出。 ・発注者への完了報告書 分別解体等・再資源化等の促進・再資源の使用 ・知事への届出書 	○
騒音規制法	杭打ち機、びょう打ち機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	特定建設作業 適用指定地域	届出及び基準デシベル以下の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・知事もしくは市長へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下 	○
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、ブレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	特定建設作業 適用指定地域	届出及び基準デシベル以下の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・知事もしくは市長へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下 	○

法律名等	事業・作業	適用条件	要求事項	要求内容	判定
フロン排出抑制法	全業種に適応 設置・保守・ 点検	業務用エアコン 冷蔵機器	簡易定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易点検(3ヶ月に1回)を行わなければならない。 ・異常振動、異常運転音、油漏れ、キズの有無、錆など ・7.5kw以上50kw未満のエアコン(3年に1回以上)定期点検の実施 ・漏洩を発見した場合、修理の実施 ・点検・修理やフロン類の充填・回収等に関して履歴を記録して保存しなければならない。 	○
	全業種に適応	業務用エアコン 冷蔵機器	引渡業務 費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・機器を廃棄する際は、第1種フロン類充填回収業者に依頼してフロン類を回収後、破棄しなければならない。 ・その際のフロンの回収、再生、破棄等に必要な費用を支払わなければならない。 	○
オフロード法	ブルドーザ クローラーク レーン 杭打機等	平成18年度 10月以降に 製作された 建設機械等	排出量抑制 のための装置	<ul style="list-style-type: none"> ・適合証明の確認 	○

環境関連法規の遵守状況をチェックの結果、違反はありませんでした。
 なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟等もありません。

7. 代表者による評価・見直し・指示

1) 評価

- ・今期は二酸化炭素排出量の削減が出来なかった。

主に電気使用量、軽油使用量が増えたこと、取り組み結果と評価にも記載していることが原因ではあるが、今後も節電、重機の効率稼働等に意識を持ち行動して欲しい。

その状況の中、現場での事故、苦情もなく安全に施工ができ、環境関連法規等も遵守しており継続して欲しい。

- ・我社では、D-BOX工法による地盤改良工事を行っている。

この工法は、セメント他一切の固化材を使用しないため、環境にやさしく脱炭素社会に適応したものである。

- ・年々、夏場の暑さが厳しくなっていて、現場作業は過酷ではあるが、自己の健康管理については、毎月末行う会議の度に呼びかけており、夏場の熱中症もなく健康管理への意識も定着している。

2) 見直し・指示

- ・今後とも、継続して、ムリ・ムラ・ムダの削除を図っていく。

・報告、連絡、相談、そして5S活動を徹底し、事故なく、環境への負荷低減に取り組みたい。

- ・社員の健康管理を考えながら、活気のある職場としたい。

・前年度から取り組みを開始した、SDGs（持続可能な開発目標）との関連付けを行い環境経営の向上に努めたい。